

横浜市環境配慮指針の一部改定について（概要）

1 趣旨

横浜市環境配慮指針（以下「配慮指針」）の改定案を、本市環境影響評価条例に基づいて、環境影響評価審査会から意見聴取を行い、次のように取りまとめました。

本市の環境管理計画や地球温暖化対策実行計画等、環境行政の変化を踏まえ、グリーンインフラや地球温暖化対策への取組をより推進する内容となっています。

※配慮指針とは、事業計画を立案するにあたり、環境影響について配慮すべき事項に関する指針です。

2 改定の主な概要

（1）グリーンインフラ（新設）

生物多様性や浸水対策等の多様な機能があるグリーンインフラを配慮事項として明記します。

（中期 4 か年計画、環境管理計画、地球温暖化対策実行計画等に基づく改定）

（2）地球温暖化対策の推進

① 脱炭素化（変更）

本市の温暖化対策の目指す姿「2050 年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」に向けて取組を推進します。

（地球温暖化対策実行計画に基づく改定）

② 再生可能エネルギー（変更）

バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの活用を促進するため、熱源・燃料の使用制限の規定を削除します。

（生活環境保全条例の改正に基づく改定）

③ 低炭素電気（変更）

脱炭素化を実現するために、事業者到低炭素電気（二酸化炭素の排出量が少ない電気）の選択を促します。

（生活環境保全条例の改正に基づく改定）

3 日程

令和 2 年 9 月 15 日	環境影響評価審査会（方向性、専門部会設置）
10 月 1 日	専門部会（改定案の検討、アドバイザー講師）
10 月 12 日	環境影響評価審査会（改定案了承）
令和 3 年 1 月 4 日～2 月 2 日	市民意見公募（30 日間）
3 月 2 日	環境影響評価審査会（報告）
3 月	諸手続（市民意見公募結果公示、公告、公布等）
4 月 1 日	施行

配慮指針の一部改定案について

(1) グリーンインフラ（新設）

現行	改定案
(記載なし)	<u>生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。</u>

(2) 脱炭素化（変更）

現行	改定案
(…中略…) また、 <u>低炭素型まちづくりを進めるため</u> 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 <u>削減</u> を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	(…中略…) また、 <u>脱炭素化の実現に向けて</u> 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 <u>抑制</u> を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。

(3) 再生可能エネルギー（変更）

現行	改定案
熱源・燃料は、電気又はガスを使用する。	(削除)

(4) 低炭素電気（変更）

現行	改定案
建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る <u>とともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。</u>	<u>使用する電気は低炭素電気を選択するよう努める</u> とともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。

(対応表)

(○：今般改正)

	(1)グリーンインフラ	(2)脱炭素化	(3)再エネ※	(4)低炭素電気
1 道路	○	○		○
2 鉄道及び軌道	○	○		○
3 工場及び事業場等	○	○	○	○
4 廃棄物処理施設	○	○	○	○
5 下水道終末処理場	○	○	○	○
6 飛行場	○	○		○
7 公有水面の埋立て		○		○
8 高層建築物	○	○		○
9 運動施設、レクリエーション施設等	○	○		○
10 開発行為等	○	○		○

※ 熱源・燃料の使用制限の規定を削除するため、該当は3事業になります。